

別記2

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1 目的

医師労働時間短縮計画に基づき、教育研修体制を有する医療機関が実施する勤務環境改善に係る取組に助成することにより、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていく。

2 対象事業

(1)に掲げる医療機関のうち、病床当たりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床当たりの常勤換算医師数が 40 人以上」かつ「常勤換算医師数が 40 人以上」の医療機関

※ 常勤換算医師数は、直近の病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）

- ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本 19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(2) 対象事業

医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2 (2) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の（１）～（４）のいずれをも満たすこと。

- （１） 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- （２） 年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
- （３） 特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関であること。未指定の医療機関の場合は医療機関勤務環境評価センターの評価を受審済みであること。
- （４） 特定労務管理対象機関においては、「医師労働時間短縮計画」を G-M I S に登録すること。
- （５） 医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

- （１） 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1 床当たり基準単価を 133 千円とする。なお、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。

ただし、以下のいずれかを満たす場合に、1 床当たり基準単価を 266 千円とする。

 - ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること
 - イ 面接指導実施医師が、3 人以上又は特定対象医師 10 人当たり 1 人以上いること。
- （２） 基準単価に当該病床数を乗じて得た額を補助額の基準とし、３の経費の支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （３） （２）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- （４） （３）の補助基本額に資産の形成につながる費用（医療法人会計基準若しくは病院会計準則に基づいて作成する貸借対照表等では有形固定資産又は無形固定資産として計上されるもの）は補助率 9/10 を乗じて得た額、資産の形成につながらない費用は補助率 10/10 を乗じて得た額をそれぞれ補助所要額とし、その合計額を交付額とする。（算定された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

ただし、補助所要額の合計額は（３）の補助基本額を超えないこととする。また、資産形成の有無で分けたそれぞれの補助基本額は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額もしくは３の経費の支出額の少ない方の額を超えないこととする。